

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和7年(2025年)3月11日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	雄武町 高等学校 教諭 (男性・65歳)	懲戒免職	令和4年7月から令和5年1月までの間、事故当時、現職の国会議員4人に、道議会議員や上司の名前を詐称して、生命の危機を感じさせるような脅迫状を送った。
2	道央 道立学校 教諭 (男性・50歳)	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和6年8月から9月までの間、自校生徒に対して、SNSで校務に必要な不適切なメッセージを送ったほか、校務に必要な不適切な内容が記載された手紙を送った。
3	釧路市 小学校 教諭 (男性・61歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年5月28日(火)、教室で指導中、教室を飛び出した児童2人を教室に連れ戻したが、当該児童2人が教室内を走り出したことに感情的になり、右の平手で当該児童2人の頭頂部をそれぞれ1回たたいた。
4	帯広市 高等学校 教諭 (男性・35歳)	停職2か月	令和6年10月27日(日)、自家用車を運転中、法定速度時速100キロメートルのところを時速163キロメートルで走行し、法定速度違反をした。 (管理監督者：文書訓告1名)
5	中標津町 特別支援学校 教諭 (男性・27歳)	減給3か月 〔給料の10分の1〕	令和6年11月29日(金)、自家用車を運転中、脇見をしたため進路前方で右折のため停止していた車両に気付くのが遅れ、同車後部に自車前部を衝突させ、当該車両の運転手に加療約1か月を要する急性硬膜外血腫の傷害を負わせた。
6	津別町 中学校 教諭 (男性・35歳)	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和6年10月12日(土)、自家用車を運転中、信号機のある交差点を安全確認が不十分なまま右折進行し、普通自動二輪車前部に自車右前部を衝突させ、当該車両の運転手に加療約3か月を要する右踵骨骨折の傷害を負わせた。
7	七飯町 中学校 教諭 (女性・46歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年10月21日(月)、自家用車を運転中、交差点で一時停止後、安全確認が不十分のまま交差点に進行したため、右方道路から進行してきた車両に気付くのが遅れ、急制動の措置を講じたが間に合わず、左側面部に自車前部を衝突をさせ、当該車両の運転手に加療約3週間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせた。